

お知らせ
ひとり親世帯
臨時特別給付金

子育てゆめん課 ☎ 43-5219

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、一時金が支給されます。対象者のうち申請がまだの人は、令和3年2月26日(金)までに子育てゆめん課でお手続きください。

支給対象者
① 6月分の児童扶養手当の支給対象者のうち、家計が急変し、収入が大きく減少した人

② 公的年金を受けているため児童扶養手当を受けていない人
③ 家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった人

給付額 1世帯5万円。②③は第2子以降一人につき3万円を加算

※6月以降に支給要件に当てはまるようになった人も対象となります

お知らせ
「コロナに負けるな」
ゆめんベイビー応援給付金

子育てゆめん課 ☎ 43-5219

新型コロナウイルス感染症の影響のもと、不安の中で出産する子育て家庭および若者世代を支えるため、新生児の母親・妊婦に一時金を支給します。

新生児応援給付金
▽支給対象者 次の①～③の要件をすべて満たす人
① 申請日時で市民
② 4月28日から12月31日までに出生した新生児の母親
③ 出産時において母子ともに市民

▽給付額 新生児の母親に対して、新生児一人につき10万円

▽申請方法 出生届の提出時に手続きをお願いします。

妊婦応援給付金
▽支給対象者 次の①②の要件をすべて満たす人
① 申請日および12月31日時点で市民
② 12月28日までに母子健康手帳の交付を受け、令和3年1月1日以降に出生予定の妊婦

▽給付額 妊婦に対して、出産予定の新生児一人につき5万円

▽申請方法 対象者に令和3年1月下旬に案内文を郵送しますのでご確認ください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください



お知らせ
令和3年度の
固定資産税の軽減

税務課 ☎ 43-5213

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月～10月までの間の任意の連続する3カ月間の売上げが前年の同期と比べて30%以上減少した中小企業者・小規模事業者は、令和3年度の固定資産税(償却資産・事業用家屋)が軽減されます。

軽減率 令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の売上高が前年の同期から①減少した割合が30%以上50%未満の場合は

2分の1②減少した割合が50%以上の場合は全額

申告方法 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)に、税務課に申告してください(償却資産を所有する場合は、償却資産の申告書とともに申告してください)。

※申告する前に認定経営革新等支援機関等による申告書の確認が必要です。手続き等、詳しくは市ホームページをご覧ください



お知らせ
市の事業持続支援金・
国の持続化給付金について

商工観光課 ☎ 43-5221

事業持続支援金(市独自)
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等の経営継続を支えるための支援金を給付します。

▽給付額 中小法人等は10万円、小規模企業者・個人事業者は5万円

※国の「持続化給付金」、県の「休業要請事業者経営継続支援金」を受給していないこと等の要件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください

☎ 事業持続支援金申請サポート事務局 ☎ 43・5670



持続化給付金(国)
新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受ける事業者、事業の継続を支えるための給付金が給付されます。

▽給付額 最大で法人は200万円、個人事業主は100万円(昨年1年間の売上からの減少分を上限)

※要件や申請方法など、詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください

☎ 持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120・279・292



新型コロナウイルス
接触確認アプリ
「COCOA」について

「COCOA」は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるアプリです。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



お知らせ
キャッシュレス決済(PayPay)を活用した
ポイント還元

ふるさと創生課 ☎ 43-5205

キャッシュレス決済サービスPayPay(ペイペイ)を導入した市内対象店舗で、PayPay残高でお買い物をした場合、決済金額の最大20%に相当するプレミアムポイントを還元します。

キャンペーン実施期間(予定) 令和3年1月5日(火)～2月28日(日)まで

ポイント還元率の上限
・ お買い物1回あたりの付与上限額1000円相当
・ 月あたりの付与上限額5000円相当

※対象店舗は後日、市ホームページなどに掲載します
加盟店舗を募集
詳しくはお問合せください。
☎ 0120・22・5320

今月の納期限は12月25日(金)

- ①国民健康保険税……【6期】
- ②介護保険料……【5期】
- ③後期高齢保険料……【6期】

◎納付の猶予制度

新型コロナウイルスの影響により納付が困難な人に対する猶予制度などがあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

(問)①税務課 ☎ 43-5213 ②③長寿・保険課 ☎ 43-5217

お知らせ
中小企業・小規模事業者向け相談窓口

商工観光課 ☎ 43-5221

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者向けの相談窓口を設置しています。

窓口相談では、国のさまざまな補助金・助成金・給付金などを紹介し、各業種に精通した専門家が皆さんの悩みに寄り添いながら申請についてのアドバイスも行います。オンライン相談も可能です。

設置期間 令和3年3月12日(金)まで

場所 南あわじ市役所内

※相談は完全予約制。事前に商工観光課までご予約ください

～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～

従業員募集中!

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!



お気軽にご相談を...

松井開発運輸株式会社

検索

※お見積りは無料です

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078

みなさんのお役に立ちます!
お気軽にお電話下さい

- 植木剪定 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 清掃 ○大工・左官仕事 ○施設管理
- 毛筆筆耕 ○生活支援(掃除・洗濯)など

(公社)南あわじ市シルバー人材センター

〒656-0122 南あわじ市広田広田1064番地(旧緑庁舎)1階
TEL / 0799-45-0171 FAX / 0799-45-1814

60歳以上のみなさん
シルバー会員になってみませんか?

入会説明会のご案内

日時 ① 12月 9日(水)午後1時30分～
② 12月 23日(水)午後1時30分～

場所 南あわじ市シルバー人材センター(旧緑庁舎)2階
内容 シルバー人材センターの仕組み、活動内容、働き方などについて説明します。